



# No. 429

2026年2月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会  
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3F  
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131  
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 徳野啓範  
編集人 大塚修志

## 広報

# 連合山口

<https://rengo-y.com>

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費を含む)

## 2026政策研究フォーラム・新春旗びらきを開催

連合山口は、1月16日(金) 山口市において山口県労福協と共催で「2026政策研究フォーラム」・「2026新春旗びらき」を開催しました。



### 会場の様子



### 2026政策研究フォーラム

政策研究フォーラムには、構成組織や各団体より110名が出席しました。今年度は、大正大学地域構想研究所長兼特任教授の片山善博氏を講師に迎え「政治の課題と地方の視点」と題して講演いただきました。

▶片山善博氏



片山氏は、混迷する中央の政治情勢や高市首相の姿勢について触れたのち、地方の現状について、「20年ほど前、地方の人口減少を止めるため、地方創生に各自治体に取り組み始めたが、その後も人口は減り続けた。そこで一昨年から、人口が減っても社会機能を維持することを目標にした地方創生2.0に方針が転換され、実

現のために一人当たりの生産性を上げる、ということが国家の課題となった。生産性を上げるためには、組織の無駄を省く、DXを進めるなどの取り組みも必要であるが、何より組織にいる一人ひとりの職員を大事にすることが重要となる。男女や学歴、採用職種で壁を作って各個人の能力を発揮させないのはあまりにももったいない。組織の中で埋もれている人を活用すること

が生産性を高めることにつながる。同じことは地域経済にも言える。企業誘致や観光振興も大事だが、すでに地域にあるもので活用されていないものに注目して、不要な物を有価物に変えていくことが必要。国からの指示待ち、補助金待ちではなく、自治体が自らの問題を自らで取り組んでいくよう労働組合からも提起を行ってほしい」と述べました。

### 2026新春旗びらき



#### ▲中元会長あいさつ

新春旗びらきには、村岡知事をはじめとする各界からのご来賓および労福協・連合山口構成組

織より130名に参加いただきました。主催者代表挨拶で中元直樹会長が「私たち連合山口は、どのような時代、環境であろうともぶれることなく、労働者・生活者の立場で地域の発展や活性化、そしてすべての働く人々が安心して暮らせる社会の実現に向けて一丸となって取り組んできた。2026年は将来への希望と安心感を持てる局面に移行できるかの岐路になると考えている。今春

闘では、連合は『未来づくり春闘』の理念のもと、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せることを目標の一つとしている。政・労・使それぞれの立場や事情があるとは思いますが、真摯な議論を積み重ね、未来につながる結果を導き出していきたい」と述べました。

会場では、活発な意見交換が行われ、組織の垣根を超えた親睦を深める機会となりました。

もくじ

p1 2026政策研究フォーラム・新春旗びらき

P2-3 連合山口2026春季生活闘争方針

p4 青年委員会第36回総会・労働相談事業・2月労働相談案内



# 連合山口2026春季生活闘争方針

＜連合山口は本部方針を踏まえたうえで、山口県内の中小企業労組の賃金交渉対策を中心に以下を提起する＞

# !! こだわろう! 暮らしの向上 ひろげよう! 仲間の輪

## I. 春季生活闘争の意義と基本スタンス

**1. 日本の実質賃金を1%上昇軌道に乗せ、これからの“賃上げノルム”にしよう**  
 直近3年間で賃上げの動きは加速し、2年連続で5%台の賃上げが実現したものの、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は依然として低迷している。消費低迷の原因の一つは、物価高からの家計防衛に加え、「自分の賃金がこれからも上がる」という確信が持てない人が多く、消費性向がコロナ禍前を下回ったまま推移していることである。日本の実質賃金を1%上昇軌道に乗せ、これからの“賃上げノルム”としていくことが、国民経済の安定と経済の好循環を実現するカギとなる。そのためには、賃上げのすそ野を中小企業や労働組合のない企業などに広げ、格差是正を進めることが不可欠である。

**2. 「働くことを軸とする安心社会」に向け、格差是正と分配構造の転換に取り組もう**  
 1990年代後半以降、格差の拡大や貧困層の増加が進んできた。名目GDPは600兆円を超えたが、未だ多くの働く人には生活向上の実感が無い。また、この間の輸入インフレによる物価高は、総じて生活者と中小企業などに多くの影響を及ぼしている。財務省「法人企業統計」によると、日本全体の経常利益の6割を資本金10億円以上の大企業が占め、売上高経常利益率も堅調に推移しており、自社の労働者のみならず、取引先や地域社会などを含めた幅広いステークホルダーと共存共栄できる関係づくりも期待されている。適正な分配構造へと転換をはかる必要がある。

**3. 「みんなの春闘」で労働組合に集う仲間を増やし、集団的労使関係を広げよう**  
 2025闘争では労働組合の有無による賃上げ格差も広がった。労働組合に集う仲間を増やすとともに、労働組合のない職場への波及力を一層高めなければ、賃上げのすそ野は社会全体に広がらず、働く仲間全体の生活向上は実現できない。多様な働く仲間に向けて「みんなの春闘」を展開し、労働組合だからこそ、労使対等の立場で労働条件などの交渉ができるという労働組合の存在意義を広く社会にアピールし、仲間を増やし、集団的労使関係を社会に広げていく。

## II. 生活闘争の基本的な考え方

### 1. 賃上げについて

「未来づくり春闘」のもと、国際的に見劣りする日本の賃金水準を中期的に引き上げていくことをめざしてきたが、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、日本の賃金の相対的位置も低いままである。主要国の賃金が年1~2%ずつ上昇していることを踏まえると、日本の実質賃金を全体の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き上げることで改善のスピードアップをはかる必要がある。2026年は日本の実質賃金を少なくとも1%程度改善し、賃金における国際的ポジション回復をめざす必要がある。

### 2. 具体的な要求目標とその位置づけ

連合は、わが国の経済社会の全体状況を踏まえ、すべての働く仲間を視野に入れ、連合の大きな旗のもとに結集して社会を動かす力(社会的メッセージの発信、賃金相場の形成と波及、相乗効果)を発揮できるよう、具体的な要求目標の目安を示す。  
 月例賃金について、産業相場や地域相場を引き上げていく「底上げ」のための「上げ幅の指標」と「格差是正」と賃金の「底支え」を念頭に置いた「水準の指標」の目安を示す。月例賃金にこだわるのは、これが最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決めるべき性格のものだからである。  
 構成組織は、社会的役割を踏まえ、それぞれの産業状況や賃金水準の現状、直近の経済状況などを加味して要求基準を策定する。また、賃金水準目標を設定し、単組の中期的・段階的な格差是正の取り組みを促進する。

## III. 連合山口の賃金要求方針

**＜「底上げ」「底支え」「格差是正」に向けた取り組み強化＞**  
 全国の企業数の約99.7%を占める中小企業の経営基盤の安定と、そこで働く労働者の労働条件の向上・人材の確保/育成は、日本経済の「底上げ」「底支え」「格差是正」の必要条件であり、健全で自律的かつ持続的な発展にとって不可欠である。  
 こうした認識のもと連合山口は近年、中小企業労組を中心に取り組みを進め賃上げを実現してきたが、水準の格差は依然存在しており、この是正に取り組むことは最重要課題である。「格差是正」の実現をはかるため、2026春闘においても中小企業労組を中心とした対策を提起する。  
 また、企業内で働くすべての労働者の生活の安心・安定と産業の公正基準を担保する実効性を高めるため、企業内最低賃金の協定化に取り組む。なお、取り組みにあたっては、企業内最低賃金協定が特定(産業別)最低賃金の金額改正に強く寄与することも踏まえる。

### ＜2026春季生活闘争における賃金要求指標パッケージ＞

底上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃上げがあたりまえの社会の実現に向け、全力で賃上げに取り組み、社会全体への波及をめざす。</li> <li>すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げの目安は賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上とし、その実現にこだわる。</li> <li>中小労組などは、この間の賃上げ結果や賃金水準を点検し、格差是正分を積極的に要求する。</li> </ul>				
	<table border="1"> <tr> <th>規模間格差是正</th> <th>雇用形態間格差是正</th> </tr> <tr> <td> <b>＜到達目標水準＞</b>            35歳：312,000円            30歳：288,000円         </td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、フルタイム労働者と同等に能力の高まりに応じた処遇の実現に取り組む。</li> <li>水準については、賃上げ・昇給等により、経験5年相当で時給1,450円以上をめざす。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>＜最低到達水準＞</b>            35歳：291,000円            30歳：268,000円         </td> </tr> </table>	規模間格差是正	雇用形態間格差是正	<b>＜到達目標水準＞</b> 35歳：312,000円 30歳：288,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、フルタイム労働者と同等に能力の高まりに応じた処遇の実現に取り組む。</li> <li>水準については、賃上げ・昇給等により、経験5年相当で時給1,450円以上をめざす。</li> </ul>
規模間格差是正	雇用形態間格差是正				
<b>＜到達目標水準＞</b> 35歳：312,000円 30歳：288,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、フルタイム労働者と同等に能力の高まりに応じた処遇の実現に取り組む。</li> <li>水準については、賃上げ・昇給等により、経験5年相当で時給1,450円以上をめざす。</li> </ul>				
<b>＜最低到達水準＞</b> 35歳：291,000円 30歳：268,000円					
格差是正	地域ミニマム(山口県)を基にした水準をクリアする				
	35歳：289,700円 30歳：267,200円	企業内最低賃金協定1,300円以上			
	連合リビングウェッジ(山口県)を基にした水準をクリアする				
底支え	35歳：265,100円 30歳：242,600円	企業内最低賃金協定1,150円以上			

### ＜賃金実態が把握できない場合＞

上記の賃金指標の目標値に格差是正分1%以上を加えた18,000円以上、6%以上を目安とする。

## IV. 連合山口の具体的な取り組み

- 1. 経営状況の把握・点検活動**  
 適正な労働分配の実現に向け、各中小企業労組への財務資料の提示状況のアンケート調査を実施し、その結果をもとに自社の財務資料を組合へ提示することを促す。
- 2. 「2026春季生活闘争方針」記者会見の実施**  
 連合山口2026年度の春闘方針についてのマスコミ発表と内容説明を行う。
- 3. 中小企業労組討論集会の開催**  
 中小企業労組討論集会を各地域協議会または地区会議単位で開催する。
- 4. 春季生活闘争アピールCMの放映**  
 全ての組合員の意識の高揚と機運醸成、連合山口の春季生活闘争の取り組みを広く県民にアピールするためのCMを作成し、集中的にテレビ放映する。
- 5. 春の要請行動**  
 山口労働局および経営団体に対して、春闘の早期解決、公正な取引関係の実現、改正労働基準法の遵守などの要請行動を実施する。
- 6. 「やまぐち政労使会議」への参画**  
 持続的な賃上げの実現や労務費も含めた適正な価格転嫁ができる環境づくりの相互理解を深めるための「やまぐち政労使会議」を労働局・山口県・経営団体と共同で開催する。
- 7. 賃金交渉結果の報告と集計**  
 単組毎の要求・回答・妥結結果について構成組織で集約のうえ、中小労働委員会へ報告をし、委員会は構成組織からの報告をもとに賃金交渉結果を集約する。
- 8. 賃金交渉情報の公表**  
 集計結果を構成組織経由で全単組に公表するとともに、ホームページに掲載し広く周知をはかる。なお、個別・単組の妥結結果については公表しない。
- 9. 2026春季生活闘争「連合アクション」に連動した取り組み**  
  - 組合員の意識の高揚と要求貫徹を確認する春季生活闘争勝利決起集会
  - 本部中央集会和連動したアピール行動
  - 「れんごうの日(毎月5日)」における県内春闘街宣行動
- 10. 法定最低賃金違反の点検**  
 最低賃金点検活動として重点期間(3月1日~31日)を設定し、各種求人募集のチラシ等により各地域における最低賃金を下回る実態がないか調査する。

## V. その他の全体的な取り組み

- ・初任給および一時金の水準向上/確保
- ・豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現
- ・すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み
- ・職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み
- ・人材育成と教育訓練の充実
- ・60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み
- ・職場における安全衛生対策の推進
- ・障がい者雇用に関する取り組み
- ・中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備
- ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・治療と仕事の両立の推進に関する取り組み
- ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み
- ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備
- ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

# 青年委員会第36回総会を開催



連合山口青年委員会は、12月6日(土)山口市の防長苑において「第36回総会」を開催し、構成組織及び地区会議、来賓含め44名が出席しました。

▶田中元委員長



冒頭、主催者代表挨拶では、田中委員長から「活動の中で、多様な産別の考え方・価値観に触れることで多くの経験を積むことができ、また、家族のように接してくれた仲間たちとの出会いは、私にとってかけがえのない財産だと思っている。連合山口青年委員会が、若年層の皆さんにとって将来の選択肢を広げる場となることを、これからも願っている」と述べました。

続いて連合山口の中元会長から「連合山口青年委員会の活動を通して、更なる横の繋がりを構築し、連合山口の将来を担う

役員としても成長していただきたい」と次代を担うリーダー達にエールを贈りました。

今回は改選期のため、3期6年委員長を務めた田中委員長をはじめ、執行部8名が退任することになり、皆さんから一言ずつ退任のご挨拶をいただきました。

最後に、大木場新委員長から「より多くの若年層の皆さんが参加しやすく、活発な意見交換ができる場となるよう活動を進めていきたいと考えており、新役員一丸となって新たな一歩を踏み出していきたい」と熱いメッ



### ▲26年度青年委員会役員

セージが発信された後、総会を終了いたしました。

総会では、活動報告や議案について、満場一致での承認を確認しました。

今年度も青年委員会の活動を盛り上げていきますので、これからもよろしくお願ひします!

## 労働相談事案コーナー

### 【相談内容】

相談者：30代男性

半年前から正社員として働いているが、会社が経営不振となり、3か月前から給料の未払いが続いている。給料の支払いをお願いするも、これまで様々な理由をつけて支払いがなされなかったため、労基署に行き相談したところ、社長から自宅待機を命じられた。このような職場なので退職を考えているが、給料の未払いについては納得がいかない。何か良い方法はないか。

### 回答



賃金の未払いについては、支払期日を設定した未払賃金請求書を作成して、改めて請求を行うようアドバイスした。それでも支払いが行われない場合は、弁護士による請求交渉が有効な手段となるため、弁護士会が行っている無料相談で相談する方法を伝えた。

また、会社が倒産した場合は、国の「未払賃金立替払制度」が利用できる可能性があるため、労基署に相談するよう伝えた。

はたらくのそばで、  
ともに歩む

**安心して働ける雇用をすべての人に!**  
～みんなの力で職場を改善しよう～

**連合 全国一斉集中**  
**労働相談ホットライン**

2026年  
**2月17日(火)～18日(水)**  
**10:00～18:00**

気軽に相談してね!

これって当たり前なの?

なんでも労働相談ホットライン 相談無料 秘密厳守 携帯・スマホOK

フリーダイヤル いごよう れんごうに

**0120-154-052**

地協連絡先

### ● 県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1 旧周南市役所港町庁舎2階  
TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

### ● 東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内  
TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

### ● 西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤福祉会館内  
TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

### ● 中部地域協議会

〒753-0078 山口市緑町3-29 労協会館3階  
TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131

[連合山口QRコード]



連合山口 検索

<https://rengo-y.com>